

岡人権第 427 号
令和4年 1月11日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年9、10月実施分）

人権推進課

指摘事項

○ 収入事務について

令和3年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、生活改善資金貸付金元金回収において3,926万円余（収納率1.2%）、結婚支度資金貸付金元金回収において458万円余（収納率0.9%）、環境改善資金貸付金元金回収において18万円余（収納率1.6%）、住宅改修資金貸付金元利収入において1億917万円余（収納率0.5%）、住宅新築資金貸付金元利収入において9億9,307万円余（収納率0.6%）、宅地取得資金貸付金元利収入において4億2,210万円余（収納率0.7%）、住宅建設資金貸付金元利収入において742万円余（収納率0.5%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

○収入事務について

貸付金の回収にあたっては、債務者に対して年2回の督促をはじめ、本年度より分納不履行通知を发出する等、自主的な納付を促し、生活が厳しく納付が困難な場合には、分割納付などの償還協議で対応してまいります。

さらに、債務者の同意に基づく債務者の資産調査を実施し、資産を有しているにも関わらず返済に応じない債務者には、法的措置を行い債権の回収を進めてまいります。

また、滞納が長期化し、かつ行方不明等により回収が見込めない状況にある債権については、岡山市債権管理条例等に基づき、徴収停止や債権放棄など適切な債権整理・不納欠損処理の手続きを行います。

なお、現年度分について納付がない場合は、早い段階で支払いを促してまいります。

令和3年度定期監査時（令和3年7月末現在）

【滞納繰越分】

（単位：円）

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
社会福祉費 貸付金元利収入	生活改善資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	39,727,871	458,000	39,269,871	1.2
	結婚支度資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	4,624,500	42,000	4,582,500	0.9
	環境改善資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	192,600	3,000	189,600	1.6
	住宅改修資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	109,746,864	567,000	109,179,864	0.5
	住宅新築資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	998,745,237	5,674,640	993,070,597	0.6
	宅地取得資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	425,150,452	3,041,834	422,108,618	0.7
	住宅建設資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	7,462,425	40,000	7,422,425	0.5

令和3年12月末現在

【滞納繰越分】

（単位：円）

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
社会福祉費 貸付金元利収入	生活改善資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	39,727,871	1,069,200	38,658,671	2.7
	結婚支度資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	4,624,500	85,000	4,539,500	1.8
	環境改善資金貸付金 元金回収（滞納繰越分）	192,600	3,000	189,600	1.6
	住宅改修資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	109,746,864	1,425,750	108,321,114	1.3
	住宅新築資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	998,745,237	9,757,722	988,987,515	1.0
	宅地取得資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	425,150,452	4,680,650	420,469,802	1.1
	住宅建設資金貸付金 元利収入（滞納繰越分）	7,462,425	90,000	7,372,425	1.2

岡国保第1302号
令和3年12月27日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年9、10月実施分）

保健福祉局保健福祉部国保年金課

指摘事項

令和3年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、一般被保険者療養給付費返納金において2,296万円余(収納率13.7%)、退職被保険者等療養給付費返納金において19万円余(収納率20.0%)認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

改善措置状況

滞納繰越分及び現年度分ともに、令和2年度からの改善措置を引き続き行い、未収金の回収に努めています。

＜令和2年度からの改善措置＞

◇返納金に係る催告について、これまで年1回行っていたものを、督促後の催告を3回実施することとしました。

◇返還請求、督促及び催告時に同封する説明チラシについては、返還請求理由ごとに作成し、債務者が、本市への返還義務が生じていることを、より理解してもらいやすいように文面を改めました。

◇返還請求理由が社保加入（または国保組合加入、もしくは転出）であり、かつ、受診時加入の保険者が保険者間調整（※）を取り扱っているものについては、金額にかかわらず、債務者へ催告書を送付する際に保険者間調整に必要な書類を同封することとしました。

※保険者間調整・・・返還請求後、被保険者が受診時加入の保険者への療養費申請及び受領を岡山市国保に委任することで、被保険者が岡山市国保に返還請求額を支払うことなく、受診時加入の保険者と岡山市国保との間で返還金の精算（受診時加入の保険者から支給される療養費等を返還請求額に充てる）を行う制度。

○令和3年7月末現在療養給付費返納金（滞納繰越分） 単位：円

細節	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
一般分	26,609,133	3,639,654	0	22,969,479	13.7%
退職分	249,630	50,000	0	199,630	20.0%

○令和3年11月末現在療養給付費返納金（滞納繰越分） 単位：円

細節	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
一般分	26,605,458	9,426,994	0	17,178,464	35.4%
退職分	249,630	50,000	0	199,630	20.0%

※調定減（1件3,675円）は、転出先国保への遡及加入が確認でき、医療機関からの療養給付費の請求先を転出先国保に修正したことで返還が必要なくなったことから減額したものの。

岡 障 第 1 3 4 1 号
令和3年12月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査（令和3年9月10日実施）の指摘事項の改善措置状況

保健福祉局 障害・生活福祉部 障害福祉課

【指摘事項】

収入事務について

令和3年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、知的障害者福祉施設措置費負担金において43万円余（収納率0%）、障害者住宅整備資金貸付金元利収入において125万円余（収納率6.1%）、私用電話料において9千円余（収納率0%）、返納金において367万円余（収納率0%）認められました。また、障害福祉サービス事業者の不正請求に係る返納金の債権管理に不備が認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

滞納繰越分の収入未済額については、督促状や催告書の送付、電話交渉を行うなどの徴収努力を行い、収納に努めております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・雇用情勢は厳しい状況にあるなか、徴収困難な事例もありますが、個別の生活状況を把握しながら、今後も引き続き納付指導等徴収努力をしております。また、時効になった債権については、債権管理条例に基づき、不納欠損処理等、適切な債権管理に努めてまいります。

現年度分につきましても、納期までに納付がないときには、速やかに督促状や催告書の送付、電話交渉等を行い、滞納繰越を生じないように努力しております。

障害福祉サービス事業者の不正請求に係る返納金の債権管理の不備については、ご指摘を踏まえ、債権管理条例に基づいて、不十分であった債権管理台帳を整備し直し、調定についても、関係課に確認のうえ、適正に計上しました。今後は適正な事務処理を行うとともに、再発防止に努めてまいります。

(参 考)

(令和3年7月31日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
民生費負担金	知的障害者福祉施設措置費負担金 (滞納繰越分)	円 431,100	円 0	円 431,100	% 0
民生費貸付金元利 収入	障害者住宅整備資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	1,336,052	82,000	1,254,052	6.1
雑 入	私用電話料(滞納繰越分)	9,931	0	9,931	0
	返納金(滞納繰越分)	3,672,588	0	3,672,588	0

(令和3年11月30日現在)

目	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
民生費負担金	知的障害者福祉施設措置費負担金 (滞納繰越分)	円 431,100	円 10,000	円 421,100	% 2.3
民生費貸付金元利 収入	障害者住宅整備資金貸付金元利収入 (滞納繰越分)	1,336,052	161,000	1,175,052	12.1
雑 入	私用電話料(滞納繰越分)	9,931	0	9,931	0
	返納金(滞納繰越分)	18,209,959	0	18,209,959	0

※返納金(滞納繰越分)の調定額が増加しているのは、障害福祉サービス事業者の不正請求に係る返納金について、未調定であった部分を滞納繰越分として調定(14,537,371円)したことによるものです。

岡中福第 2259号
令和3年12月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年9,10月実施の定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査（令和3年9、10月実施）の指摘事項の改善措置状況

保健福祉局 障害・生活福祉部 北区中央福祉事務所

【指摘事項】

○ 収入事務について

令和3年7月31日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が、合計で3億5,257万円余（収納率2.9%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止の債務者への対応について

廃止ケースについては、低所得者が多く、返済能力が乏しいため返納金回収に苦慮していますが、適宜催告や資力調査等を随時実施し納付を促しています。

また、居所不明者については、郵便が不達になった時点で早急に住民記録の確認を行うなどの対応を行っています。

2 生活保護受給中の債務者への対応について

中央福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促し、生活保護法第77条の2及び第78条の2の規定により生活保護費から控除（天引き）が認められるようになってからは、保護費からの控除（天引き）の適用を促すようにしています。

また、中央福祉事務所以外の5福祉事務所管内へ転居し生活保護受給中の滞納者には、中央福祉事務所から5福祉事務所に依頼して、各福祉事務所の担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しています。市外へ転居し、生活保護受給する滞納者についても他都市の福祉事務所へ返納金についての情報を共有し、納付指導を依頼しています。

3 新たに発生した返納金について

滞納繰越額が年々増加している要因として、現年度中の収納できなかったものが蓄積されていることがあげられます。現年度中の収納率を上げるために、資力があるうちに徴収できるよう納付書の発行を速やかに行ったり、福祉振興係から担当ケースワーカーへ徴収の目途を確認したりするなどの滞納繰越を増やさない対策に取り組んでいます。

今後とも、福祉振興係と生活保護担当係が連携し、以下の対応を徹底することにより、不納欠損に陥ることのないように努めてまいります。

- (1) 訪問調査活動による細やかな生活指導や生活保護制度の周知を図り、返納金の発生を未然に防止、抑制すること
- (2) 滞納者に対して督促状・催告書を一齐送付して、ケースワーカーによる納付指導等を計画的に実施すること
- (3) 返納金管理台帳による債権管理の徹底
 - ① 債務者の情報共有、一括納付指導の徹底
 - ② 納期限までに一括納付できなかった債務者への分納手続案内
 - ③ 返納手続の進まない債権の確認、進捗状況の聞き取り

今回の監査後、分割納付期間中に納付がなく、分割納付期間が過ぎてしまったものについて、毎月担当ケースワーカーへ渡しているリストに記載して分納期間終了を担当へ知らせ、改めて納付指導を行い、一括納付が困難であれば再び分割納付の手続きを行っています。分納途中で納付のないまま時効を迎えることのないよう努めています。

なお、現年分の徴収率については、法第63条のものは現在99%の収納率となっており、滞納繰越を増やさないための対策は効果を上げています。

(参 考)

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年7月31日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	98,297,040 円	3,990,045 円	94,306,995 円	4.1%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	264,721,160 円	6,658,686 円	258,062,474 円	2.5%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	204,692 円	0 円	204,692 円	0.0%

(4) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	363,222,892 円	10,648,731 円	352,574,161 円	2.9%

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年11月30日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	98,297,040 円	6,530,361 円	91,766,679 円	6.6%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	264,721,160 円	13,553,921 円	251,167,239 円	5.1%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	204,692 円	0 円	204,692 円	0.0%

(4) 返納金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	363,222,892 円	20,084,282 円	343,138,610 円	5.5%

岡北福第2083号
令和3年12月24日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年9、10月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年9，10月実施分）

保健福祉局 障害・生活福祉部 北区北福祉事務所

【指摘事項】

○ 収入事務について

令和3年7月31日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が、合計で5,063万円余（収納率4.1%）認められました。

債権管理条例、生活保護法による返還金及び徴収金事務処理要綱、生活保護の返還金等に係る事務処理基準に基づき、債権管理を徹底し、今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

1 生活保護廃止ケースの対応について

廃止ケースについては、廃止後も低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが、適宜催告書を送付し、反応がなければ再度催告書を送付しています。それでも反応がない場合、自宅を訪問するなどして納付を促しています。

また、居所不明者については戸籍附票等で住所を確認していますが、催告書が不達の場合、最終住所を管轄する福祉事務所に生活保護の受給者照会をするなど、適宜調査を行っています。

2 生活保護受給中ケースへの対応について

返納金は原則一括納付としていますが、資力がなく一括納付困難な者には分割納付を促しており、収納率を下げの一因となっています。

北区北福祉事務所管内で生活保護受給中の滞納者には、担当ケースワーカーが納付指導しており、一括納付が困難な場合には、分割納付の手続きを促しています。

また廃止ケースが市内他福祉事務所で保護受給に至った場合も、福祉事務所間の情報連携により納付指導の強化を図ってまいります。

3 保護費からの徴収金控除について

生活保護法第77条の2及び第78条の2の規定により生活保護費から控除（天引き）が認められるようになってからは、返済が滞る債務者には本制度を活用して控除（天引き）による納付を促しています。また、現在保護費からの控除を行っていない受給者に対しても、丁寧な制度説明を行い、適用の推進を図ってまいります。

福祉振興係と生活福祉係及び他福祉事務所との連携強化を進めることにより、納付義務者に適切な納付指導を行うことができ、未収金解消に一定の効果が得られていますが、債務額が大きい納付義務者の未収金解消には時間がかかるため収納率を下げの一因ともなっております。

これらの現状を踏まえて、今後とも債権管理を徹底し、未収金解消及び不納欠損にならないようより一層努めてまいります。

なお、令和3年11月30日現在の返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収納率は7.9%であり、7月末の収納率より3.8%上昇しており、未収金解消及び不納欠損にならないための努力があらわれています。

また、現年度分については、納付義務者に丁寧な説明を行い早期解消に特に努めてまいります。

(参 考)

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年7月31日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 10,843,689	円 571,698	円 10,271,991	% 5.3

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 41,701,751	円 1,578,720	円 40,123,031	% 3.8

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 264,186	円 22,000	円 242,186	% 8.3

(4) 返還金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 52,809,626	円 2,172,418	円 50,637,208	% 4.1

(参 考)

それぞれの返納金（滞納繰越分）の令和3年11月30日現在の収入状況は以下のとおりである。

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 10,843,689	円 897,546	円 9,946,143	% 8.3

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 41,701,751	円 3,256,483	円 38,445,268	% 7.8

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 264,186	円 34,000	円 230,186	% 12.9

(4) 返還金（滞納繰越分）合計

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
返納金（滞納繰越分）	円 52,809,626	円 4,188,029	円 48,621,597	% 7.9